

# 令和7（2025）年度第3回 柏崎市空家等対策推進協議会（空家等対策計画策定・事業実施委員会） 議事録

【日 時】令和7（2025）年11月13日（木）午前9時から正午まで

【会 場】市役所本庁舎4階4-3・4-4会議室

【出席委員】部会長、委員A、委員B、委員C、委員D、  
委員E、委員F、委員G、委員H・・・計9名

【欠席委員】委員I・・・・・・・・・・・・・・・・・・計1名

【事務局】都市整備部長、建築住宅課長、建築住宅課職員 計6名

## 開 会

事務局B これより、令和7（2025）年度「第3回柏崎市空家等対策推進協議会（空家等対策計画策定・事業実施委員会）」を開催する。

## 挨 拶

事務局A 本日は空家等対策計画の改定案をまとめる前段階として、最後の委員会となる。最初に、空家等管理活用支援法人である a i s a から、指定後半年が経過したので、業務の進捗状況などについて報告を行う。次に市から、管理不全な空き家を取り巻く課題や第六次総合計画の検討状況、改定後の空家等対策計画における目標指標などを説明する。

最後に、前回に引き続き空家等対策計画の改定に向けたワークショップを行う。前回の振り返りや、課題設定と対策案に関する意見出しをお願いする。

委員の皆様には、それぞれの立場、専門分野の知識や経験を踏まえ、忌憚のない意見をいただき、ワークショップを進めてもらいたい。

## 委員交代説明

事務局B 会に先立ち、報告がある。これまで委員を務めていた委員Jが先般御逝去された。心より御冥福をお祈り申し上げる。

については、後任として、柏崎市コミュニティ推進協議会から、F氏に就任いただく。

委員F 既に話が進んでいる本委員会の中で私がいきなり入り、どこまで貢献できるかわからず、不安もあるが、しっかりと務めさせていただく。どうぞよろしく願います。

## 部会長へ

事務局B それでは、会の進行について、部会長から願います。

## 会議成立確認

部会長 本日は、委員10名中9名が出席となっている。市空家適正管理条例規則第12条第2項では、会議の開催は過半数の出席が必要とされているため、本会議が成立していることを報告する。

## 報告(1) 空家等管理活用支援法人業務中間報告

部会長 次第3報告の「空家等管理活用支援法人業務中間報告」について、事務局から説明をお願いする。

事務局C 本年4月1日から「空家等対策支援業務委託」として、空家等管理活用支援法人に指定している a i s a にこの業務を委託している。業務委託から約半年が経過したので、本日は今年度の中間報告を行う。

a i s a  
A氏

人口減少に伴い全国的に空き家が増加しており、特に地方ではその増加が顕著である。日本は持ち家の新築志向が強く、中古住宅ストックが利用されず放置されている。そのような中、柏崎市では平成30（2018）年に柏崎市空家等対策計画を策定し、令和7（2025）年には空家等管理活用支援法人の指定を行った。

支援法人としては、理想の状態を「手が付けられない空き家が少なく、利活用もされている状態」と設定した。現状の問題としては、「空き家等がネガティブな印象を持たれていること」及び「新築以外の選択肢が遠い存在になっていること」の2つを設定した。そのため、空き家が活用しがいのあるストックとして認知され、より身近に利活用が進むような施策展開が必要だと考えている。ただ、全体の相談件数の割合からすると、利活用より解体せざるを得ない空き家が多い傾向にある。

空き家等の管理活用を促進する官民連携の枠組みとして大きく3つのステージに分け、取り組んでいる。ステージ1（予防）については、本協議会や連携協定とともに、予防に関する施策を考えつつ、ステージ2（活用）の段階で相談対応や空き家バンクを用い、マッチングを行う。ステージ3（対症）については、行政マターになるため、市建築住宅課が担っている。

自分の家の将来の課題に気づいていない未認知層が1番多いと考えている。まずは、その未認知層に情報発信を行い、相談先を知ってもらい、個別相談やセミナーにつなげるといった支援の工程を考えている。

約半年間の主な業務として「相談対応」「空き家バンクサイト運営」「意識啓発業務」「空家等対策計画改定」の4つがある。

相談対応業務については、半年間の間に116件の相談がある。相談概要は、Googleのスプレッドシート上で管理しており、リアルタイムで市と共有している。体感として相談の約8割が二次流通の難しい物件である。この状況は当初の想定になかった。そのため、スムーズに解体の意思決定まで促すことが重要であると考えている。1番避けたいのは、相談途中での離脱、放置であるため、そうならないような相談対応を工夫して行っていく必要があると感じている。利活用したい側の相談数が少ないため、今後の課題である。

また、不動産事業者、解体事業者等の空き家等対策に協力いただける事業者と協力事業者として登録をしてもらっている。現在約70件の登録があるが、相談者から依頼があった際は、その登録があった各分野の団体すべてに案内を出し、公平に対応を依頼している。

新空き家バンクサイトについては、令和7（2025）年10月1日より運営を開始した。トップ画面にお知らせ、空き家情報、サイト説明、活用事例等が表示され、各種申請書類のダウンロード、今後開催予定の各種セミナー動画視聴やライン問合せ等が行えるようになっている。運用を開始したばかりのため、これからブラッシュアップしていく。

意識啓発業務については、コミュニティセンターを会場に地域別セミナーを開催している。今年度は既に野田及び上米山地区で開催した。比較的空き家の増加率が高いエリアから優先してセミナーを開催している。また、令和7（2025）年9月27日には新潟県主催柏崎市共催の空き家セミナーが開催され、講師として参加した。

空家等対策計画改定業務については、現在行っている最中である。

## 説明に対する質疑応答

- 部会長 只今の説明について意見、質問等があればお願いします。
- 委員E 相談者を a i s a が不動産業者等の事業者へマッチングする際に、どの事業者からも手が上がらない事案はあるのか。
- a i s a 山間部にあり、非常に状態の悪い物件だと、どの事業者からも手が上がらないことがある。ただそのような案件は少なく、平均すると3～5社から手が挙がる。手を挙げた業者の中から相談者が自ら相談先を決めるという流れである。
- A氏
- 委員E マッチングした先の経過報告はどのようにおこなっているのか。
- a i s a 事業者から報告を受けることもあるが、現状だと経過報告を必ずしてもらっているわけではない。相談者については、最後まで伴走していくのが支援法人の役割であるため、定期的に経過観察を行おうと考えている。
- A氏
- 事務局C 支援法人を指定する前は、連携協定を基に、それぞれの相談先をチラシへ記載し、相談者自身が個別に連絡を取るという流れだった。各団体へ来た相談内容、相談件数の報告を受けたことは無いが、相談者から、連絡したら断られたという報告を複数回受けている。ビジネスである以上ある程度仕方なく、連携協定の元、強制的にとという訳にもいかず、なかなか難しいと感じていた。
- a i s a 基本的には相談者から経過報告を受けるのが理想であり、相談対応する際は、そのように伝えている。話がずれるが、全く手が上がらなかった物件については、二次流通が難しく、次の手段として解体となるため、解体事業者選定を行う。この段階でなるべく離脱されないように工夫しなければならないと強く感じている。
- A氏
- 事務局C 今までの連携協定だと、1つの事業者に断られた後、他の事業者へつなぐ対応をとるようにはなっていなかった。その点、支援法人には、各分野に協力事業者がいるため、不動産業者に断られたら解体事業者へつなぐといった対応ができる。
- 委員A 協力事業者において、事業者数が足りていない分野はあるか。
- a i s a 協力事業者のバランスはとれている。ある程度、各業界の事業者から登録を受けている。
- A氏
- 事務局B 空き家の苦情や通報を除き、a i s a への相談件数が6カ月で116件である。それに対し、昨年1年間の市への相談件数は71件である。これを見てわかる通り、相談件数が増えており、相談しやすい体制を構築していると認識している。
- 委員B 支援法人の業務として、収益化という観点では、どのような印象を持っているか。
- a i s a 当初の想定より難しいと感じている。マネタイズを考えた時に協力事業者の利益を奪う形は望ましくないため、今後の検討課題である。
- A氏
- 部会長 伴走型の相談対応の中で、解体につながる案件はどの程度あるのか。
- a i s a 今日まで約150件相談があるが、十数件解体に至っている。費用も掛かり、放置する方が一定程度いる中、支援法人としては、周りに迷惑をかけない、放置されないよう話を進めている。
- A氏
- 事務局C 今程の話は、ステージ1（予防）、ステージ2（活用）、ステージ3（対症）のうち、ステージ2に当たる部分である。行政指導を行っているステージ3の対象者には、行政指導文書と併せ、解体費補助制度や支援法人のチラシを同封しており、それを見て、

動き始める場合がある。それでは遅いため、ステージ2の段階で対処するのが良い。

ステージ3になった場合、人に迷惑をかけるということをステージ1及び2の段階で意識啓発をしていくことが望ましい。

部会長 相談途中での離脱防止や管理不全な空き家になる前の段階に力を入れなければならない。

a i s a 特定空家等になった際の罰則について言えるようになったため、ステージ2のうちA氏 に対処しようという話をしやすくなった。

状態が悪く、二次流通が難しいような空き家であっても、不動産業者に相談したいという相談者がいる。その際は、不動産業者につなぎ、その結果を踏まえ、次に進むようにしている。

委員B 二次流通が難しい空き家は、どの程度放置しているものなのか。

a i s a 10年以上放置しているという空き家が多い。近づけないほど草木が繁茂しているA氏 物件もある。

委員B そのような空き家の所有者には、市外在住や高齢というような傾向があるのか。

a i s a 市外在住という方が多い。都市部に住んでおり、帰る予定が無い方や娘が代わりにA氏 空き家の対処をするという方もいる。

事務局C 二次流通が難しく、不動産業者に断られ、解体しかないケースが8割という話だが、不動産事業者という立場から断るようなケースの特徴等があれば、教えていただきたい。内容によっては、今後のセミナー等で周知していくという手段もとれる。

委員E 見た目が悪い、築年数が古い、雨漏りをしている、室内の状態が悪い、空き家になってから多くの年数が経っているといった特徴がある。

事務局C 市へ来る相談のほとんどが昭和56（1981）年以前に建築された旧耐震の住宅である。また、3回忌を待ってから考えたいという話をよく聞く。気持ちは分かるが時間が経つほど、二次流通が難しくなる。

空き家所有者の住所地について、先程質問があったが、市で行政指導を行っている所有者の多くが高齢の方であると感じている。また、令和5（2023）年に納税義務者の分布状況を調査した所、市外在住者が約3分の1という結果になった。この人たちへのアプローチ手法について、これまで行ってきた納税通知書への文書同封も含め、効果的な手法を考えていかなければならない。

委員B 予防がとても重要だと考える。介護施設へ入所する際や住民票を移動する際に職員から家の今後についてヒアリングを行う等のアプローチが必要なのではないかと。

a i s a おっしゃるとおりである。できるだけ早く、予防の段階で家の将来像について考えてもらうことが重要である。正しいメンテナンスをしていれば二次流通できる可能性A氏 上がる。

事務局C 令和3（2021）年度までの柏崎市の施策においては、平成25（2013）年度から行ってきたステージ3の行政指導及び平成30（2018）年度から行ってきたステージ2の空き家バンクサイトの2軸だった。ステージ1については、令和2（2020）年から固定資産税の納税通知書に相談窓口として連携協定の連絡先を記載したチラシを同封していた。令和4（2022）年以降、やはり意識啓発が重要であるとのことから空き家セミナーを開始した。弁護士会、司法書士会及び宅建協会の3団

体から講師を務めていただいている。直近では、県主催セミナーを令和7（2025）年9月27日に開催した。令和6（2024）年度及び県主催セミナーについては、動画をインターネットで確認できる環境を整えている。この他に、先程の発言のとおり、網羅的な話を個別にアプローチしていくことが重要であると考えている。

部会長 引き続き、本委員会の意見を踏まえながら、当該委託業務にあたっていただきたい。

## 報告(2) 管理不全な空き家を取り巻く課題

部会長 次第3の報告2つ目、「管理不全な空き家を取り巻く課題」について、事務局から説明をお願いします。

事務局C 冒頭の挨拶にもあったが、本日の委員会が、空家等対策計画改定案をまとめるに当たり、最後のワークショップとなる。本協議会のもう1つの部会である「管理不全空家等及び特定空家等審議会」では、情報共有を行っているため、本委員会においても管理不全な空き家を取り巻く諸課題について把握し、ワークショップに臨んでいただきたいため、報告を行う。

資料1-2「管理不全な空き家に係る諸問題」を見ていただきたい。

3つの管理不全な空き家の事例を掲載している。これらはいずれも中心市街地にあり、かつ、従前から特定空家等として所有者に対し行政指導をしてきたものであるが、今年度に入ってから状態の悪化が認められたものである。所有者による対応がなされず、結果的に近隣住民、歩行者、通行車両等に対し、大きな被害を与えることが明らかになってしまったものである。うち、2つは、所有者と全く連絡が取れない状況であることから、市が法令に基づき、緊急措置を講じなければならなくなったものである。

「市が措置をし、所有者に請求すればよいではないか」という意見を、近隣の方や地元町内会からよくいただく。ここで、中央町地内の事例写真の下にある表を見ていただきたい。この表は、直近5年間で市が所有者に代わるなどして行った緊急措置や行政代執行の経費と費用の徴収状況である。支出は約5800万円に対し、回収できた債権は、わずか約2,800円、実に「0.005%」の徴収率である。住民票、納税に関する情報などから郵送により納付を求めるなどしているが、実際には反応がなく、メールや電話にも出ないというケースがほとんどである。結果的には税金・公金が使われていることになる。

次に、「不動産投機家問題・マイナス取引問題」について説明する。

「空き家を手放したい」という意識を持っている方は多いが、不動産事業者に相談した結果、断られたというケースをよく耳にする。首都圏などの地価の高いエリアと比べると、やはり本市の空き家は、流動性が低いと言わざるを得ない状況にある。不動産事業者も慈善事業で空き家対応を行う所ばかりではないため、ビジネスとしての視点から仲介を断るケースも止むを得ないのかもしれない。また、先程の空家等管理活用支援法人の報告にもあったが、相談の約8割が利活用困難な事案である。地理的な条件だけでなく、状態が悪く、管理されておらず、利活用するにはかなりの費用がかかるという状況のものが多いためである。つまり相談に来るタイミングが遅いという側面がある。そんな中、ここ数年、この不動産投機家問題がいくつかあることが、前所有者、新所有者、周辺地域等の不動産事業者からの情報により分かった。「空き家

はお金を払って手放す時代ですよ」、「このままでは売れませんよ」、「良い不動産投資家がありますよ」などという甘い言葉を処分に困っている所有者にかける事業者がいるとのことである。この投資家と名乗る人物もホームページ等では「空き家を低所得者へ貸し出す社会貢献事業である」などと記載するものの、実際に物件を見ることなく引き取り、中にある家財を売却、そのまま管理を放棄、市税も滞納という状況の者もいるようである。

先程の3つの事案はいずれも投機家問題・マイナス取引問題であると聞いている。把握している事案はこれ以外にもまだあるが、このようなことがさらに蔓延したのでは、いくら行政が空き家対策を進めても、問題が解決するどころか、拡散するばかりであり、大変危険な状態である。所有者管理が原則であり、1番の問題は投機家であるが、空き家の所有者、間に入る不動産事業者側のモラルの問題でもあると考えられる。

次に空き家の実態である。平成28（2016）年から令和5（2023）年までで空き家の数は2倍と、急速なスピードで増加している。このような状況下において「行政がなんとかしろ」「行政が解体すれば良いじゃないか」という声をよくいただく。昨今の解体費は、約40坪程度の木造住宅で300～400万円になるようである。2,500棟の空き家を全て市が解体すると、100億円、つまり市の一般会計の5分の1を要することになる。これは、現実的ではなく、費用の徴収率も先程話をしたとおりである。

「空き家で何か起きたら」損害賠償の責任はだれが負うのかという問合せをよくいただく。空家特措法、民法では、所有者の管理責任について規定されている。先程の不動産投機家に関連するモラルハザードの話につながるが、相続を含め、所有という形になったら、「きちんと最後まで解決する」ということを浸透させていくことが最も重要であると考えられる。市の空き家条例では「市民」と「その責務」が定義されている。市民とは、個人だけでなく、「自治組織」、「市民活動団体」、「事務所を有する法人」、「その他の団体」とされている。つまり、行政のような「公」以外はほぼ、この市民に該当する。また「責務」だが、「空家等の活用及び発生の予防」「状況及び所有者等に関する情報の把握」について積極的な役割を果たし、市と連携を図ることとされている。また、市が実施する施策に協力することも規定されている。

9月に開催された市議会9月定例会議では、一般質問という形で「地域住民による相談制度」という提言がなされた。空き家の所有者や親戚、連絡先などの情報は、行政よりも近隣の地域住民のほうが持っているため、行政だけでなく、地域の情報や人材を活用する地域ぐるみの空き家対応、地域住民による相談員制度を設けてはどうか、というものであった。この提言に対し、相談役となる地域の方からセミナーへ積極的に参加いただき、地域へ持ち帰っていただくとともに、足を運ぶことが難しい空き家予備軍の方、その親族の方などに周知や働きかけを行っていただき、「地域ぐるみで放置された空き家を作らない風土づくり」に努めていただきたいと答弁を行った。

空き家の数そのものを減らすということは現実的ではないことから、改定版の空家等対策計画では、「管理不全な空き家をいかに増やさないか」という方向性であるこ

とを本委員会で確認した。今程説明した内容を踏まえ、本日のワークショップを行っていただきたい。

#### 説明に対する質疑応答

- 部会長 只今の説明について意見、質問等があればお願いします。
- 委員B 債権について法的な手段はとらないのか。
- 事務局C 代執行、緊急安全措置等に係る強制徴収公債権及び非強制徴収公債権は、建築住宅課が督促、催告を行った後、市税の滞納がある可能性があることから、税務課へ徴収業務を移管している。その後、税務課において徴収業務を行うことになる。
- 委員D 9月定例会議において提言がなされた相談役とは、具体的にどのような人間か。
- 事務局C 具体的な例示は無く、地域の住民とのことであった。既に支援法人や連携協定があるため、そこにつなぐ役割として地域の住人に相談役を担っていただきたいというのが、こちらの答弁の趣旨である。
- 委員B 宅建協会において、マイナス取引を行う業者や不動産投機家について、把握・共有はしているのか。
- 委員E 私個人としては、そのような取引について聞いたことがあるが、名前までは聞いたことが無い。
- 事務局C 市で令和4（2022）年及び令和5（2023）年に相談会を実施したが、連携協定を結んでいる各団体から派遣された相談役が相談者に対し、良い投機家がいると発言する場面が実際にあった。連携協定を結んでいる新潟県宅建協会にこの問題について聞いてみたが、知らないとの回答を得た。事業者の問題なのか、個人の問題なのかも分からない。弁護士にも相談したが、マイナス取引を法的に制限・指導することができない。ただ、国への要望等でこのような事案を取り上げ、空き家対策上問題であるということは、伝えている。
- 委員G 納税通知書に同封している空き家チラシは、所有者の管理責任等について書かれているのか。
- 事務局C 表面には連携協定団体の連絡先を相談内容ごとに記載している。裏面については、空き家バンク及び危険な空き家の解体費補助制度について記載してある。管理をしないとどうなるというような内容については書かれていない。そのため、補完的に空き家セミナーを行い、意識啓発を始めている。今年度については、支援法人の指定があったため、チラシを同封していない。

#### 報告(3) 第六次総合計画の検討状況及び空家等対策計画目標指標

- 部会長 次第3の報告3つ目、「第六次総合計画の検討状況及び空家等対策計画目標指標」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局C 「1 総合計画とは」に記載のとおり、総合計画とは、市の将来の長期的な展望の下、市政のあらゆる分野を対象として総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであり、市の最上位にある計画である。市では、第六次となる総合計画を現在策定中だが、「3 総合計画の計画期間」にあるとおり、次年度の令和8（2026）年度から令和15（2033）年度の8年間を基本構想とし、半分の4年間を前期基本計画としてまとめる予定で作業を進めている。

この総合計画の前期基本計画における空き家関連部としては、『管理不全な空き家

が増加しており、空き家の削減に向けた取組と、空き家にさせないための利活用施策及び所有者の意識改善を目的とした情報発信が必要』との現状課題から、「(2)方向性」として、『ア 空き家の適正管理』、『イ 空き家の利活用の促進』という2つの方向性が必要という記述にまとまる予定である。『ア』については、管理不全な空き家に対し、適正管理に向けた行政指導を行うとともに、所有者が行う空き家リフォーム及び除却に対する補助をすること、『イ』については、空家等管理活用支援法人による相談対応、意識啓発、空き家バンクの運営など、官民連携による管理不全な空き家の削減に係る取組としている。

総合計画前期基本計画である目標指標としては、「5」に記載のとおりだが、現在の第5次総合計画における目標数値に同じく、管理不全な空き家の削減数を年間6件ずつ、そのほか、これまでの空き家バンクによる成約件数を指標に加え、これまでの平均値をもって年間10件ずつとなる見込みである。

最上位である総合計画の目標指標を踏まえ、改定版の空家等対策計画では、総合計画の基本構想である8年間の計画期間とするとともに、目標数値を「管理不全な空き家の削減数」を、年間16件としたいと考えている。上段の管理不全な空き家の年間削減数は、行政指導に基づく所有者の適正管理又は解体によるもの、下段は空き家バンクの成約件数であるが、管理不全な空き家を増加させないという視点から、その2つをまとめて年間16件とするものである。

また、これからまとめていただく改定空家等対策計画に記載の内容は、計画期間である8年間の中で、国による新たな施策の見直しや、空家等管理活用支援法人を中心とした民間側からの提案等により、より実効性のある具体的な施策が展開されることから、次年度以降も引き続き実施する予定である本委員会の中で、必要に応じて適宜、見直しを行うこととしたいと考えている。

第六次総合計画と空家等対策計画に係るスケジュールとしては、資料「7」に記載のとおりである。第六次総合計画については、既に改定案に係る答申がなされ、次週令和7（2025）年11月19日（水）の市議会全員協議会で計画原案の概要説明、12月定例会議で議案として審議される予定である。空家等対策計画については、従前から説明のとおり、本日の第3回委員会において、『具体的な対策（課題の設定と対策）』について検討いただくとともに、これまでのワークショップの内容を踏まえて改定案をまとめ、令和8（2026）年1月21日（水）に開催予定の次回委員会において、審議いただく予定である。

部会長 只今の説明について意見、質問等があればお願いします。（意見等なし）

#### 協議 空き家対応周知チラシ案について

部会長 協議事項の「空き家対応周知チラシ案について」事務局から説明をお願いします。

事務局C このチラシは、空き家に関する意識啓発や相談先の周知等を目的とし、固定資産税納税通知書への同封、来庁者への配布等を行うこととし、令和3（2021）年度から市が作成しているものである。令和6（2024）年度までは、連携協定団体の連絡先を表面に、空き家バンクの情報などを裏面に記載し、作成していたが、今年度については、空家等管理活用支援法人の指定に伴う事務的な都合及び掲載内容の見直しのため、同封を見送っている。

この後、説明するチラシ案は、空家等管理活用支援法人の指定から約半年が経過し、実際の相談内容等を踏まえ、内容を一新し、まとめたものである。

a i s a  
B氏      チラシは納税通知書に封入するため、3つ折りで見やすく作成している。表紙の裏面には問い合わせ先、業務内容、管理活用支援法人について記載している。

一枚めくると左側に「柏崎で空き家のことが気になったら」と題し、啓発する内容を右側には「空家等管理活用支援法人（a i s a）ができること」と題し、業務概要を記載している。下段には、補助金等の情報を記載している。

さらに1枚めくると、先程、話題に出た危機感を持たせる機能も含めた、「現状確認チャート」を設けている。自分がどのような状態なのか、また、どのような手段が取れるのか把握し、その上で、a i s aへ相談してもらいたいと考えている。下段には、a i s aへの相談後、事業者へとマッチングする流れについて記載している。

### 説明に対する質疑応答

部会長      只今の説明について意見、質問等があればお願いします。

委員B      1点目、裏面下部、事業者とのマッチングの流れにおいてステップ6「相談者と事業者が直接やり取りして完了」とあるが、支援法人の伴走支援という視点からはどのような表現になるのか。

2点目、表面左の「空き家を買いたい」欄の2つ目の例示は「空き家を売りたい」欄に入るのではないか。

3点目、表面左下の「補助金」欄だが、例示として書かれている特別控除制度は補助金ではないため、「補助金等」に名称を変更した方が良い。

a i s a  
B氏      1点目については、伴走支援は引き続き続いていくため、完了という表現が正しいのか再度検討する。2点目、3点目については、指摘の通りのため、修正する。

部会長      裏面の「空き家を放置するデメリット」という記載は、「デメリット」ではなく「危険性」というように、もう少し強い表現にするとより受け手に危機感を持たせることが出来るのではないか。

事務局C      広報9月号に特集を設けたが、「空き家を放置すると高くつく」という見出しにした。どこまで効果があるか不明だが、危機感を持たせることは重要であると考えている。

委員B      見る方には、高齢の方等が想定されるため、文字サイズをできるだけ大きくするとよいと感じる。

a i s a  
B氏      紙面サイズの限界はあるが、できるだけ文字サイズを大きくするよう検討する。

委員F      補助金説明欄には、補助金の詳細が分かる二次元コード等を設けた方が良いのではないか。

事務局C      今日頂いた意見を反映した修正案を各委員へ送り、再度意見をいただくことは可能か。⇒（一同承認）

部会長      以上で協議を終了とする。

### ワークショップ（柏崎市空家等対策計画改定作業※を含む）

部会長      「柏崎市空家等対策計画改定作業」に入る。事務局から説明をお願いします。

事務局C      前回ワークショップにおいて、「現状」と「理想の状態」の間にあるギャップ、それを生み出している『原因』について、様々な意見をいただいた。

本日のワークショップでは、その原因を踏まえ、「課題設定」とそれに対する「対策案」について意見を出していただきたい。

前回の振り返りも含め、資料の内容等について説明した後、本日のワークショップに入る。以降の説明、進行は、事務局の補助役である a i s a からお願いする。

a i s a (ワークショップを実施)

部会長 以上で本日の議事等を終了とする。

#### その他

事務局C 次回委員会は、令和8(2026)年1月21日(水)午前9時から開催する。

内容は、これまでのワークショップにおいて出た意見を基に作成した、空家等対策計画改定案の内容について最終的に審議いただきたいと考えている。

#### 閉会

事務局B 以上で、令和7(2025)年度第3回柏崎市空家等対策推進協議会(空家等対策計画策定・事業実施委員会)を終了する。